

住居ご提供の手続き手順について

住居をご提供いただく場合、ご提供者の方と、入居を希望される被災者の方との間での個人契約となりますので、住宅相談デスクでは、以下のような手順でお話を進めさせていただいております。

提供いただいたご住居に希望をする方がいらしたら、ご提供者にお知らせし、面接をおこなっていただきます。

面接で双方が合意された場合、ご提供の住居を見学させていただくことがあります。

ご提供が決まった際は、双方で契約を結んでいただきます。

賃料が無償ですが、使用貸借契約書を結んで下さるよう、ご提供者の方をお願いしております。どうぞご理解ください。

使用貸借表は、一般の賃貸借契約書とほぼ同じ内容ですが、以下の点が異なります。

- 賃料が発生しないこと（「無償」）をお書き下さい。
- その無償の貸出期間をお決め下さい。
- 無償であっても、契約終了の際の原状復帰費用を請求されるのであれば、それを明記ください。請求されない場合、「きれいに使ってくださいね」とか、一筆加えていただければと思います。
- 無償期間終了後、延長が可能かどうか、可能な場合、無償であればその期間、無償期間が終了後、有償に切り替えて延長契約の場合、家賃はどのくらいか？（欄外で結構です） その際、敷金、礼金は必要か？不要なら原状復帰の費用をどうするか？、をお書き下さい。
- その他、ペット可・不可、喫煙・禁煙、などのルールがございましたら、それも明記下さい。
- ホームスティなどで一部のスペースが共有となる場合は、使用上のルールをおおまかでも決めてください。

味の素スタジアムの緊急避難所では、毎日午後4時～6時に、弁護士さんや福祉士の方が、無料で相談をおこなう「法律相談デスク」がひらかれています。ご希望の場合、下書きの時点で、弁護士さんに見ていただくこともできます。ご一考ください。

.....